

第 157 回

定時株主総会招集ご通知

● 開催日時

2023年5月23日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

● 開催場所

大阪府中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

<株主の皆様へのお願いとご案内>

- ・郵送又はインターネットによる事前の議決権行使を推奨いたしますので、ご活用ください。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (<https://www.takashimaya.co.jp/>) にてお知らせ申し上げます。

目 次

- P 1 ▶ 第157回定時株主総会招集ご通知
- P 5 ▶ 株主総会参考書類
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役12名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役賞与支給の件
- P30 ▶ 事業報告
1. 企業集団の現況に関する事項
 2. 会社の株式に関する事項
 3. 会社の新株予約権等に関する事項
 4. 会社役員に関する事項
 5. 会計監査人の状況
 6. 業務の適正を確保するための体制
 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 8. 株式会社の支配に関する基本方針
- P59 ▶ 計算書類等
- P63 ▶ 監査報告書

株式会社 **高島屋**

証券コード：8233

株主各位

大阪市中央区難波5丁目1番5号

株式会社 **高島屋**

取締役社長 村田 善郎

第157回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、下記のとおり第157回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.takashimaya.co.jp/corp/shareholder/soukai/>)

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

敬 具

記

日 時 2023年5月23日(火曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

場 所 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

会議の目的事項

報告事項

1. 第157期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第157期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役賞与支給の件 |

招集にあたっての決定事項

郵送又はインターネットによる事前の議決権行使を推奨いたします。当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により**2023年5月22日(月曜日)午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類（5ページから29ページ）をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類（5ページから29ページ）または議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。インターネットによる議決権行使に際しましては、後記4ページを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

代理人による議決権行使

議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 本株主総会につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての株主様に送付することにいたしました。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年5月22日（月）午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>
(毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

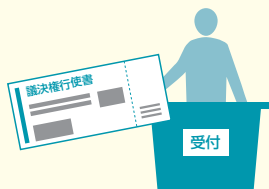
パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年5月22日（月）午後5時まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2023年5月23日（火）午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

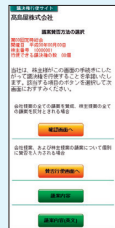
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- ① お手元の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



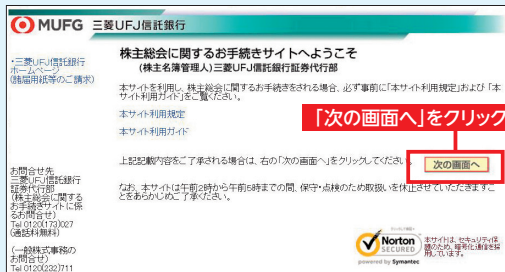
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ② 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

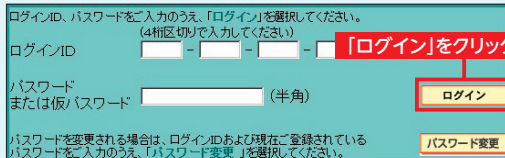


ログインID・仮パスワードを入力する方法

- ① 議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/> にアクセスする



- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

次回からの招集ご通知の送付

- ご希望の株主様には、次回の株主総会から電子メールで招集ご通知を送信させていただきます。なお、この場合、郵便による送付はいたしませんのでご注意ください。
- お申し込みにつきましては、議決権行使サイトにおいて受付けておりますので、ご希望の株主様は、ぜひお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承願います。）

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-173-027

（受付時間：9：00～21：00 通話料無料）

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき前期の期末配当金から2円増配し14円とさせていただきますと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金12円と併せて1株につき26円となり、前期の年間配当金の24円から2円の増配となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき14円

総額2,208,246,516円を利益剰余金から配当いたします。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年5月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第2条(目的)当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条(目的)当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.~27. (条文省略) (新設)	1.~27. (現行どおり)
	<u>28.衣料品・日用雑貨品・家庭用電気製品・食料品等の販売業務および店舗運營業務の受託</u>
	<u>29.店頭販売および店舗運営に関するコンサルタント業</u>
<u>28.</u> (条文省略)	<u>30.</u> (現行どおり)

第3号議案 取締役12名選任の件

現在の取締役12名は、この総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位	2022年度における 取締役会出席状況
1	鈴木弘治	取締役会長（代表取締役）	再任 15/15回（100%）
2	村田善郎	取締役社長（代表取締役）	再任 15/15回（100%）
3	清瀬雅幸	専務取締役（代表取締役）	再任 15/15回（100%）
4	横山和久	専務執行役員	新任 —
5	八木信和	常務執行役員	新任 —
6	高山俊三	常務取締役	再任 15/15回（100%）
7	宇都宮優子	常務取締役	再任 12/12回（100%） （就任以降）
8	倉本真祐	取締役	再任 15/15回（100%）
9	後藤晃	取締役	再任 社外 独立役員 15/15回（100%）
10	横尾敬介	取締役	再任 社外 独立役員 15/15回（100%）
11	有馬充美	取締役	再任 社外 独立役員 15/15回（100%）
12	海老澤美幸	取締役	再任 社外 独立役員 12/12回（100%） （就任以降）

当社取締役会が備えるべきスキル						
マーケティング	国内外事業開発・ 不動産開発	経営企画・財務・ 人事	ESG	法務・リスク マネジメント	IT DX	他社での企業経営
●	●	●		●		
●	●		●	●		
	●	●				
●		●	●		●	
	●	●		●	●	
●	●					
●	●		●			
	●		●	●		
				●	●	
		●			●	●
		●	●			●
●				●		

候補者
番号 1 | すずき こうじ
鈴木 弘治 (1945年6月19日生)

再任



所有する当社の株式の数
111,600株

● 略歴、地位及び担当

- 1968年3月 当社入社
- 1995年5月 当社取締役本社経営企画室長
- 1997年5月 当社常務取締役本社経営企画室長、社会貢献室長
- 1999年3月 当社専務取締役（代表取締役）広域事業本部長
- 2001年3月 当社取締役副社長（代表取締役）百貨店事業本部長、広域事業本部長
- 2003年3月 当社取締役社長（代表取締役）百貨店事業本部長
- 2007年3月 当社取締役社長（代表取締役）
- 2014年2月 当社取締役会長（代表取締役）、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

取締役経営企画室長などを経て、2003年より代表取締役社長、2014年より代表取締役会長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 **2** | むらた よしお
村田 善郎 (1961年10月26日生)

再任



所有する当社の株式の数
42,900株

● 略歴、地位及び担当

- 1985年4月 当社入社
- 2011年5月 当社営業本部柏店長
- 2013年2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長
- 2014年2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長、企画本部開発グループ長、アジア開発室長、日本橋再開発計画室副室長
- 2015年5月 当社常務取締役企画本部副本部長、経営戦略部長、IT推進室担当
- 2017年8月 当社常務取締役（代表取締役）総務本部長、企画本部副本部長、経営戦略部長、秘書室、IT推進室担当
- 2018年3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長、IT推進室担当
- 2019年3月 当社取締役社長（代表取締役）CSR推進室、業務監査室担当
- 2020年3月 当社取締役社長（代表取締役）業務監査室担当
- 2021年11月 当社取締役社長（代表取締役）営業本部担当、業務監査室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

代表取締役常務総務本部長、代表取締役常務企画本部長などを経て、2019年より代表取締役社長を務めており、リーダーシップと発想力、構想力と経営戦略を実現していく実行力を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **3** | きよ せ まさ ゆ き
清瀬 雅幸 (1957年9月16日生)

再任



所有する当社の株式の数
4,800株

● 略歴、地位及び担当

- 1992年3月 東神開発株式会社 入社
- 2006年5月 同社取締役開発本部長
- 2008年3月 同社常務取締役経営管理本部長
- 2014年2月 同社常務取締役営業本部副本部長（営業企画・玉川担当）
- 2016年3月 同社専務取締役営業本部長
- 2018年3月 同社取締役副社長（代表取締役）
- 2021年3月 当社常務執行役員企画本部長
- 2021年5月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長
- 2021年11月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長、経営戦略部長
- 2022年3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長
- 2023年3月 当社専務取締役（代表取締役）企画本部長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

東神開発株式会社取締役、同社代表取締役副社長などを経て、2021年より当社代表取締役常務企画本部長、本年より代表取締役専務企画本部長を務めており、豊富な経営経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号 **4** | よこやま かずひさ
横山 和久 (1964年5月16日生)

新任

所有する当社の株式の数
11,800株

● 略歴、地位及び担当

- 1988年4月 当社入社
- 2015年3月 当社営業本部（オムニチャンネル戦略推進本部）営業推進部オムニチャンネル推進室長
- 2017年3月 当社企画本部経営戦略部デジタルイノベーション推進室長
- 2018年3月 当社執行役員企画本部経営戦略部長
- 2019年3月 当社執行役員企画本部副本部長、経営戦略部長
- 2021年3月 当社執行役員企画本部副本部長、財務部長
- 2022年3月 当社上席執行役員企画本部副本部長、財務部長
- 2023年3月 当社専務執行役員営業本部長、ライフデザインオフィス長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

執行役員経営戦略部長、上席執行役員企画本部副本部長、財務部長などを経験し、グループ会社のガバナンス強化や構造改革を推進しました。本年より専務執行役員営業本部長を務めており、豊富な経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役候補者いたしました。

候補者
番号 **5** | やぎ のぶかず
八木 信和 (1965年2月11日生)

新任



所有する当社の株式の数
10,100株

● 略歴、地位及び担当

- 1987年4月 当社入社
- 2010年9月 当社企画本部（改革推進本部）経営企画グループ長
- 2015年3月 当社企画本部経営戦略部アジア開発室長
- 2017年3月 当社企画本部財務部アジア事業統括室長
- 2019年3月 当社執行役員企画本部財務部長
- 2021年3月 当社執行役員総務本部副本部長、業務部長
- 2022年3月 当社上席執行役員総務本部副本部長、業務部長
- 2023年3月 当社常務執行役員総務本部長、秘書室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

1998年から11年間、ニューヨークにおいて米国事業の運営に携わり、帰国後、経営企画グループ長、アジア事業統括室長、執行役員財務部長、上席執行役員総務本部副本部長、業務部長を経験し、アジアでの開店とコスト構造改革の推進に取り組みました。本年より常務執行役員総務本部長を務めており、豊富な経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役候補者いたしました。

候補者番号 **6** | たかやま しゅんぞう
高山 俊三 (1961年2月23日生)

再任



所有する当社の株式の数
19,200株

● 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 当社入社
- 2007年3月 当社営業本部大阪店新本館計画室副室長
- 2009年3月 当社営業本部大阪店副店長
- 2012年2月 当社企画本部（改革推進本部）開発グループ長、
営業本部アジア開発室長
- 2013年2月 当社執行役員企画本部（改革推進本部）開発グループ長、
営業本部アジア開発室長
- 2013年6月 当社執行役員企画本部（改革推進本部）開発グループ長、
営業本部アジア開発室長、日本橋再開発計画室副室長
- 2014年5月 当社常務取締役企画本部副本部長、IT推進室、
日本橋再開発計画室担当
- 2015年3月 当社常務取締役営業本部（オムニチャンネル戦略推進本部）営業推進
部長
- 2018年3月 高島屋スペースクリエイツ株式会社取締役社長（代表取締役）
- 2021年3月 当社常務執行役員関西代表、営業本部大阪店長
- 2021年5月 当社常務取締役関西代表、営業本部大阪店長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

常務取締役営業推進部長、高島屋スペースクリエイツ株式会社代表取締役社長などを経て、2021年より当社常務取締役関西代表・大阪店長を務めており、百貨店の構造改革を推進していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **7** | うつのみや ゆうこ
宇都宮 優子 (1956年8月27日生)

再任



所有する当社の株式の数
10,000株

● 略歴、地位及び担当

- 1979年4月 当社入社
- 2005年3月 当社MD本部ギフト推進室長
- 2007年3月 株式会社高崎高島屋取締役社長（代表取締役）
- 2009年3月 当社執行役員営業本部横浜店長
- 2011年5月 当社執行役員MD本部MD政策室長
- 2012年2月 株式会社ジェイアール東海高島屋営業本部長
- 2012年5月 同社常務取締役営業本部長
- 2016年3月 東神開発株式会社常務取締役
- 2018年3月 同社専務取締役
- 2021年3月 同社取締役副社長（代表取締役）
- 2022年3月 当社常務執行役員営業本部副本部長、MD本部長
- 2022年5月 当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長
- 2023年3月 当社常務取締役営業本部企画宣伝部長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

東神開発株式会社取締役、同社代表取締役副社長などを経て、2022年より当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長、本年より常務取締役企画宣伝部長を務めており、豊富な経営経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 **8** | くらもと しんすけ
倉本 真祐 (1960年4月19日生)

再任

所有する当社の株式の数
4,500株

● 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 当社入社
- 2008年5月 東神開発株式会社取締役開発本部長
- 2011年5月 同社常務取締役開発本部長
- 2013年2月 同社専務取締役海外事業本部長
- 2016年3月 同社取締役副社長（代表取締役）
- 2018年3月 同社取締役社長（代表取締役）、現在に至る。
- 2021年5月 当社取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

東神開発株式会社取締役社長（代表取締役）

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

東神開発株式会社代表取締役社長に加え、2021年より当社取締役を務めており、豊富な経営経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。東神開発株式会社代表取締役社長を兼任し、同社がけん引役となり、国内外におけるまちづくり戦略をリードしていく体制を更に強化してまいります。

候補者
番号

9

ごとう
後藤

あきら
晃

(1945年9月7日生)

再任
社外
独立役員



所有する当社の株式の数
7,000株

● 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 成蹊大学経済学部教授
- 1989年4月 一橋大学経済学部教授
- 1997年4月 一橋大学イノベーション研究センター教授
- 2001年11月 東京大学先端経済工学研究センター教授
- 2003年4月 東京大学先端経済工学研究センター長
- 2004年4月 東京大学先端科学技術研究センター教授
- 2007年2月 公正取引委員会委員
- 2007年6月 東京大学名誉教授、現在に至る。
- 2012年2月 政策研究大学院大学教授
- 2014年5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

学識経験者としての専門知識と豊富な経験、及び元公正取引委員会委員の経験を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、専門家としての豊富な知見を活かし、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

候補者番号 **10** | よこ お けい す け
横尾 敬介 (1951年11月26日生)

再任
 社外
 独立役員



所有する当社の株式の数
 2,700株

● 略歴、地位及び担当

- 1974年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2001年 6月 みずほ証券株式会社常務執行役員経営企画グループ長
- 2007年 4月 同社取締役社長
- 2011年 6月 同社取締役会長
- 2015年 4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
- 2016年10月 第一生命保険株式会社社外取締役、現在に至る。
- 2017年 6月 日本水産株式会社社外取締役
- 2019年 5月 ソナー・アドバイザーズ株式会社取締役会長、現在に至る。
- 2019年12月 株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO、現在に至る。
- 2020年 5月 当社社外取締役、現在に至る。
- 2020年 6月 株式会社リコー社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

- 第一生命保険株式会社社外取締役
- ソナー・アドバイザーズ株式会社取締役会長
- 株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO
- 株式会社リコー社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

企業経営者としての豊富な経験と高い知見を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、主に経営的な観点から、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

候補者
番号 **11** | あり ま あつ み
有馬 充美 (1962年8月11日生)

再任
社外
独立役員



所有する当社の株式の数
2,700株

● 略歴、地位及び担当

- 1986年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2014年4月 株式会社みずほ銀行執行役員コーポレートアドバイザー一部長
- 2016年4月 同行執行役員国際営業部長
- 2019年4月 西武鉄道株式会社社外取締役、株式会社プリンスホテル社外取締役
- 2020年5月 当社社外取締役、現在に至る。
- 2020年5月 株式会社大創産業社外取締役、現在に至る。
- 2020年10月 株式会社REAPRA社外取締役
- 2021年6月 株式会社西武ホールディングス社外取締役、西武鉄道株式会社取締役（非業務執行）、株式会社プリンスホテル（現株式会社西武リアルティソリューションズ）取締役（非業務執行）、現在に至る。
- 2022年4月 株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド取締役（非業務執行）、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

- 株式会社大創産業社外取締役
- 株式会社西武ホールディングス社外取締役
- 西武鉄道株式会社取締役（非業務執行）
- 株式会社西武リアルティソリューションズ取締役（非業務執行）
- 株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド取締役（非業務執行）

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融の分野における豊富な経験と、企業が意識すべき社会的課題に関し、学びや取組を通じて深い知見を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、主に経営的な観点から、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

候補者番号 **12** | えびさわ みゆき
海老澤 美幸 (1975年8月12日生)

再任
 社外
 独立役員



所有する当社の株式の数
 400株

● 略歴、地位及び担当

- 1998年4月 自治省（現総務省）入省
- 2017年1月 弁護士登録、現在に至る。
- 2022年5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

三村小松山縣法律事務所にて、ファッション業界の法律問題に特化した法分野であるファッション・ローに取り組んでおり、多彩なキャリアを有していることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。選任後も、弁護士としての豊富な知見を活かし、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

(注) 1. 後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏は、社外取締役の候補者であり、後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏は、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 後藤 晃氏は、2014年5月から当社社外取締役役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって9年間であります。
3. 横尾敬介、有馬充美の両氏は、2020年5月から当社社外取締役役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって3年間であります。
4. 海老澤美幸氏は、2022年5月から当社社外取締役役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって1年間であります。
5. 当社は、後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しており、後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏の再任が承認された場合、4氏と当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者12氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事項があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役 鋤納健治、武藤英二、西村寛の3氏は、この総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

おかべ つねあき

岡部 恒明 (1961年4月21日生)

新任



所有する当社の株式の数
21,600株

● 略歴及び地位

- 1984年4月 当社入社
- 2012年2月 当社営業本部京都店副店長
- 2013年2月 当社営業本部日本橋店副店長
- 2014年2月 当社執行役員営業本部京都店長
- 2018年5月 当社常務取締役営業本部営業推進部長
- 2019年3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長、IT推進室担当
- 2020年3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長
- 2021年3月 当社常務取締役（代表取締役）総務本部長、秘書室担当
- 2023年3月 当社取締役特命担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 監査役候補者とした理由

常務取締役営業本部営業推進部長、企画本部長、総務本部長などを経験しており、営業、企画、総務の3本部に関わる経験と知見を有していることから、当社監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに監査役候補者といたしました。

候補者
番号 **2** | すがはら くにひこ
菅原 邦彦 (1952年3月8日生)

新任
社外
独立役員



所有する当社の株式の数
5,000株

● 略歴及び地位

- 1979年3月 公認会計士登録、現在に至る。
- 1997年6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員
- 2013年8月 公認会計士菅原邦彦事務所代表、現在に至る。
- 2013年8月 株式会社サカタのタネ社外取締役、現在に至る。
- 2015年5月 当社補欠監査役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

公認会計士菅原邦彦事務所代表
株式会社サカタのタネ社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外監査役候補者とした理由

公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する適切な知見を有していることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。

候補者番号 **3** | てらはら まきこ
寺原 真希子 (1974年12月23日生)

新任
 社外
 独立役員



所有する当社の株式の数
 0株

● 略歴及び地位

- 2000年4月 弁護士登録、現在に至る。
- 2008年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録、現在に至る。
- 2010年9月 榎本・寺原法律事務所（現弁護士法人東京表参道法律会計事務所）共同代表弁護士、現在に至る。
- 2018年6月 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント社外取締役、現在に至る。
- 2019年3月 日本フェイウィック株式会社社外取締役、現在に至る。
- 2019年6月 ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社コンプライアンス委員会外部委員、現在に至る。
- 2021年10月 イオンリート投資法人監督役員、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント社外取締役
 日本フェイウィック株式会社社外取締役
 イオンリート投資法人監督役員

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外監査役候補者とした理由

日本及び米国ニューヨーク州において弁護士の登録を行い、複数の企業の社外取締役を務めており、法務及び企業会計に関する適切な知見を有していることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 菅原邦彦、寺原真希子の両氏は、社外監査役の候補者であり、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしております。
2. 菅原邦彦、寺原真希子の両氏が社外監査役に就任した場合、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、菅原邦彦、寺原真希子の両氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に両氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者3氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【保険契約の内容の概要】

- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ② 補填の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事項があります。
- ③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

この総会開催の時をもって、2022年5月24日開催の第156回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役菅原邦彦氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

おおにし ゆう こ
大西 祐子 (1980年1月4日生)

社外 独立役員



所有する当社の株式の数
0株

● 略歴及び地位

2007年7月 公認会計士登録、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 補欠社外監査役候補者とした理由

公認会計士の資格を有し、監査法人において小売業、サービス業等の上場会社の法定監査業務を行っており、財務及び会計に関する適切な知見を有していることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに補欠社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 大西祐子氏は、補欠社外監査役の候補者であり、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしております。
2. 大西祐子氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、大西祐子氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。大西祐子氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事項があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

【ご参考】

≪社外役員の独立性判断基準≫

当社は、社外取締役及び社外監査役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため、「社外役員の独立性判断基準」を独自に定めており、社外取締役及び社外監査役またはその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者と判断しております。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者^(※1)または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループの主要な取引先^(※2)の業務執行者
- ③ 当社グループの主要な借入先^(※3)の業務執行者
- ④ 当社の主要株主^(※4)またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループが主要株主^(※4)である会社の業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

- ⑦ 当社グループから、役員報酬以外に多額^(※5)の金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑧ 当社グループから、多額^(※5)の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑨ 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
- ⑩ 上記②～⑨のいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
- ⑪ 次のいずれかに掲げる者（重要な者^(※6)に限る）の配偶者または二親等内の親族
- A) 当社グループの業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）
- B) 就任前1年間のいずれかの時期において、前A)に該当していた者
- C) 上記②～⑨のいずれかに該当する者
- ⑫ その他、一般株主との間に実質的な利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者
- ※1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人をいう
- ※2 当社グループの主要な取引先とは、過去3年間のいずれかにおいて、当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている取引先、またはその取引先の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた取引先をいう
- ※3 当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している借入先をいう
- ※4 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者をいう
- ※5 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の総収入の2%を超えることをいう
- ※6 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう

第6号議案 取締役賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、従来取締役賞与金、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役8名（社外取締役を除きます。）に対し総額4,800万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。取締役に対する賞与支給は、当社の定める取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針のとおり、グループ連結業績に応じて適正な範囲内で算出されており、相当であります。なお、各取締役に対する金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前期比(%)を記載せずに説明しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、昨年3月にまん延防止等重点措置が解除されるなど、経済活動の正常化に伴い、個人消費についても、徐々に新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)拡大前の状況に回復しつつあります。また、水際対策の緩和などにより訪日外国人の増加も見られます。しかし、政府の消費動向調査では、足元の物価高が懸念され、消費者マインドに足踏みが見られるなど、先行きは不透明な状況が続いております。

こうした中、高島屋グループ(以下、当社)は、厳しい環境下における生き残りとして将来成長を目指し「百貨店の営業力強化」「業務改革、従業員の意識・組織風土の変革」「グループ会社の収益強化と事業拡大への基盤構築」「グループESG戦略の推進」に取り組んでまいりました。

百貨店事業におきましては、来店客数の増加やインバウンドの回復などにより、売上高は前年を大きく上回りました。さらに、安定的に利益を創出できる経営体制の確立を最優先課題に、大阪店を皮切りとして、大型店舗の構造改革に取り組みました。この結果、国内百貨店の総額営業収益販売管理費比率は22.6%(前年同期は25.1%)に改善いたしました。

商業開発業では、東神開発株式会社が、千葉県流山おおたかの森地区において、「流山おおたかの森S・C」を中心に周辺開発を進めてまいりました。また、アセットの多様化を加速し、賃貸住宅の取得など非商業分野の開発を進めております。ベトナムにおいてはホーチミン高島屋を中核とするサイゴンセンター事業に続き、ハノイにおける拠点開発・事業開発を進めております。

金融業では、住信SBIネット銀行株式会社の「NEOBANK®」を活用し、銀行取引や百貨店でのお買物の積み立て「スゴ積み」^(※1)が利用できる「高島屋ネオバンク」サービスを昨年6月に開始いたしました。また同年9月には、「タカシマヤの投資信託」において、「タカシマヤのポイント投資」サービスを開始いたしました。本サービスにより、タカシマヤポイントの利用機会拡大を図り、百貨店業と金融業の活性化につなげております。

ESG経営においては、「すべての人々が21世紀の豊かさを実感できる社会の実現」を目指して、社会課題解決と事業成長の両立に取り組んでおります。環境課題への対応としては、グループ5施設への再生可能エネルギー導入に加えて、衣料用ビニールのマテリアリサイクル^(※2)や、納品時におけるリユース可能な箱の利用など、サプライチェーン連

携による新たな取組を進めております。食品ロス削減月間である10月には、「フードドライブ活動」^(※3)を10店舗（百貨店7店舗・SC3店舗）で実施いたしました。

社会課題に対する取組としては、個々の「違い」を受け入れ、認め合い、価値創造に生かしていくダイバーシティ&インクルージョンの実現に向け、昨年10月の改正育児・介護休業法を受け、出生時育児休職の制度などにおいて、法の基準を上回る改正を行いました。また、店頭販売員の一般制服の廃止など、誰もが働きやすい職場を目指した環境整備を進めております。

さらに、環境・社会課題の解決に貢献できる資金調達方法の一つとして、サステナビリティ・リンク・ローン^(※4)契約を締結するなど、ESG経営と事業活動の両立を推進しています。

<連結業績>

当期の連結業績につきましては、営業収益は443,443百万円（前年同期は761,124百万円）、営業利益は32,519百万円（前年同期は4,110百万円）、経常利益は34,520百万円（前年同期は6,903百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は27,838百万円（前年同期は5,360百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、営業収益は438,319百万円減少し、営業利益は1,525百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は2,468百万円それぞれ増加しております。

ROE（自己資本利益率）^(※5)は6.9%、EBITDA^(※5)総資産比率は4.8%、純有利子負債EBITDA倍率は2.2倍となり、2023年度を最終年度とする3カ年計画の目標値を1年前倒しして達成いたしました。自己資本比率は35.1%、総額営業収益販売管理費比率は25.9%となりました。

<単体業績>

当期の単体業績につきましては、売上高は284,067百万円（前年同期は597,951百万円）、営業利益は10,291百万円（前年同期は営業損失7,760百万円）、経常利益は15,908百万円（前年同期は2,620百万円）となり、当期純利益は17,036百万円（前年同期は6,949百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は407,753百万円減少し、営業利益は891百万円、経常利益及び税引前当期純利益は2,031百万円それぞれ増加しております。

事業のセグメント別業績は、次のとおりであります。

◆ 百貨店業

百貨店業での営業収益は321,220百万円（前年同期は648,361百万円）、営業利益は18,410百万円（前年同期は営業損失6,561百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、営業収益は436,343百万円減少し、営業利益は1,521百万円増加しております。

国内百貨店では、外出機会の拡大から店頭へのご来店が増加し、インバウンドを除く国内顧客売上は2019年度の水準まで回復しております。各店で開催した「大北海道展」などの物産展は、多くのお客様から好評を博したほか、クリスマスや年末年始の商戦も賑わいが見られました。またラグジュアリーブランドや宝飾品などの高額品は引き続き好調に推移しており、水際対策緩和によるインバウンド売上の回復などもあり、入店客数・売上共に前期から大きく増加いたしました。

「立川高島屋S.C.」の百貨店区画である立川店は、本年1月に営業終了いたしました。商業施設としては引き続き営業を継続し、本年

秋に全館専門店としてリニューアルオープンいたします。またJR新横浜駅の「タカシマヤフードメゾン新横浜店」は、本年2月に営業終了いたしました。食料品売場の増床により品揃えが更に充実した横浜店にて、引き続きお客様のニーズにお応えしてまいります。

ECでは、店頭売上高回復の影響により苦戦したものの、百貨店らしい品揃えやサービスの特徴化・差別化を図ると共に、外部との連携による新規顧客の獲得や、決済方法の多様化による利便性向上を図りました。

海外(2022年1月~12月)におきましては、シンガポール高島屋は昨年4月以降のコロナによる規制の緩和に伴い、ツーリスト売上が回復すると共に、好調な内需を取り込みました。また、ホーチミン高島屋、サイアム高島屋においても売上の回復が見られ、3社においては増収増益となりました。一方、上海高島屋は、コロナの感染拡大や対策強化に伴う休業等が継続し、減収減益となりました。

◆ 商業開発業

商業開発業での営業収益は47,512百万円(前年同期は41,185百万円)、営業利益は9,266百万円(前年同期は7,279百万円)となりました。なお、商業開発業セグメントにおいては、収益認識会計基準等の適用による営業収益への影響は軽微であり、営業利益への影響はありません。

国内におきましては、来店客数の増加に伴い賃料収入が回復し、増収増益となりました。昨年3月に開業15周年を迎えた「流山おおたかの森S・C」では、同年6月に「流山おおたかの森S・C ANNEX2」と「GREEN PATH」が開業いたしました。「玉川高島屋S・C」では地域の安心・安全拠点として、世田谷区と災害時協力協定を締結するなど、引き続き地

域に根差したコミュニティ基盤の創造と、サステナブルな地域社会の実現に取り組んでおります。加えて、より安定的な事業ポートフォリオの構築に向け、大阪日本橋では当社用地を有効活用して賃貸住宅を着工、東京近郊では新たに賃貸住宅を取得するなど、非商業アセットの開発を進めております。

海外におきましては、「シンガポール高島屋S.C.」を運営するトーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.が、高額品を中心とした消費の伸長により、増収増益となりました。また、ベトナムにおいては引き続き、学校運営事業の「スターレイク・プロジェクトA計画」並びに住宅・オフィス・商業開発事業の「ランカスター・ルミネールプロジェクト」等を推進し、現地での事業基盤の拡大を進めております。

◆ 金融業

金融業での営業収益は17,205百万円(前年同期は16,515百万円)、営業利益は4,513百万円(前年同期は4,358百万円)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用による営業収益及び営業利益への影響は軽微であります。

カード事業におきましては、百貨店や専門店の店頭、オンラインストア等のWEBチャネルからの入会促進による新規会員の獲得強化を進めると共に、消費回復を捉えたキャンペーンなども実施し、外部の加盟店利用を含むクレジットカード利用促進を図りました。

ファイナンシャルカウンター事業におきましては、日本橋・横浜・大阪の3拠点体制において売場と協働した認知度向上策と集客対策に取り組んでおります。投資信託や相続対策など、カウンター相談に加えて百貨店顧客向けのセミナーを開催し顧客接点を増やした結果、新規顧客数・成約件数共に増加しました。

「高島屋ネオバンク」の「スゴ積み」においては、タカシマヤ友の会の会員と比べて50歳以下のお客様や男性のお客様の比率が高く、平均積立額も高いといった特性が見られております。

◆ 建築業

建築業での営業収益は22,691百万円（前年同期は16,331百万円）、営業利益は16百万円（前年同期は営業損失504百万円）となりました。なお、建築業セグメントにおいては、収益認識会計基準等の適用による営業収益及び営業利益への影響はありません。

高島屋スペースクリエイツ株式会社は、コロナ影響からの回復により、ラグジュアリーブランドを中心とした商業施設や、大型ホテルの受注が増加し、増収となり黒字転換いたしました。引き続き先行提案営業を強化し、安定的な収益基盤の構築に努めてまいります。

◆ その他の事業

その他の事業全体での営業収益は34,812百万円（前年同期は38,729百万円）、営業利益は1,418百万円（前年同期は1,613百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、営業収益は1,950百万円減少し、営業利益への影響は軽微であります。

クロスメディア事業は、百貨店の店頭売上高回復の影響により減収となりました。人材派遣業の株式会社センチュリーアンドカンパニーは、人材派遣、業務委託業の受注拡大により増収増益となりました。その他の事業全体では減収減益となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案

し、1株につき前期の期末配当金から2円増配し14円とさせていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金12円と併せて1株につき26円となり、前期の年間配当金の24円から2円の増配となります。

※1：スゴ積み

「高島屋のスゴイ積立」のことで、高島屋ネオバンクアプリに搭載された機能の一つ。毎月一定額を12ヵ月積み立てると1ヵ月分のボーナスをプラスした「お買物残高」がアプリにチャージされ、高島屋のお買物にお使いいただけるサービスのこと。

※2：マテリアルリサイクル

廃棄物を回収し、利用しやすいよう処理して、新しい製品の材料や原料として使うこと。

※3：フードドライブ活動

家庭に眠っている未開封で賞味期限前の食品を提供してもらい、フードドライブ団体や地域の福祉施設などに寄贈することで、未利用食品を有効活用する取組のこと。

※4：サステナビリティ・リンク・ローン

借り手のサステナビリティ目標と連携したサステナビリティ・パフォーマンスターゲット（SPT）を設定し、金利などの貸付条件とSPTに対する借り手のパフォーマンスを連動させ、SPT達成への動機付けを与えることで、環境的・社会的に持続可能な経済活動及び経済成長を促進し、支援することを目指した資金調達手法。

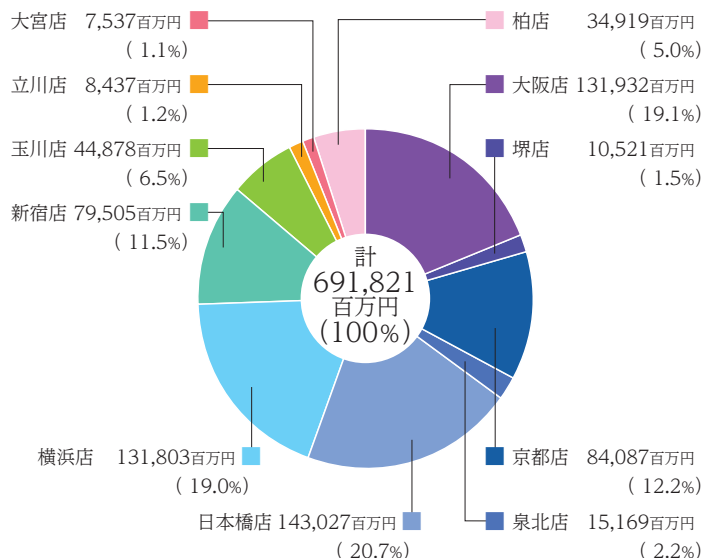
※5：EBITDA

会社の純粋な現金創出力を評価する指標。当社では、連結営業利益に連結減価償却費（海外グループ会社における、IFRS16号適用によるリース資産に対する減価償却費を除く）を加算したものの。

当社の店別及び商品別売上高

▶店別売上高

店別	金額	構成比	前年増減率
	百万円	%	%
■ 大阪店	131,932	19.1	20.7
■ 堺店	10,521	1.5	5.2
■ 京都店	84,087	12.2	13.6
■ 泉北店	15,169	2.2	5.2
■ 日本橋店	143,027	20.7	15.3
■ 横浜店	131,803	19.0	11.1
■ 新宿店	79,505	11.5	36.0
■ 玉川店	44,878	6.5	11.4
■ 立川店	8,437	1.2	3.5
■ 大宮店	7,537	1.1	3.0
■ 柏店	34,919	5.0	4.5
計	691,821	100.0	15.7



注 記

- ① 当社の店別売上高の京都店には洛西店を含めております。
- ② 当社の店別売上高には、法人事業部（41,604百万円、前年比22.9%増）、クロスメディア事業部（22,137百万円、前年比4.7%減）及びEC事業部の売上高を、それぞれ所在する地区の各店に含めております。
- ③ 立川店は2023年1月31日に百貨店区画の営業を終了いたしました。
- ④ 収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しておりますが、従来基準の売上高で記載しております。

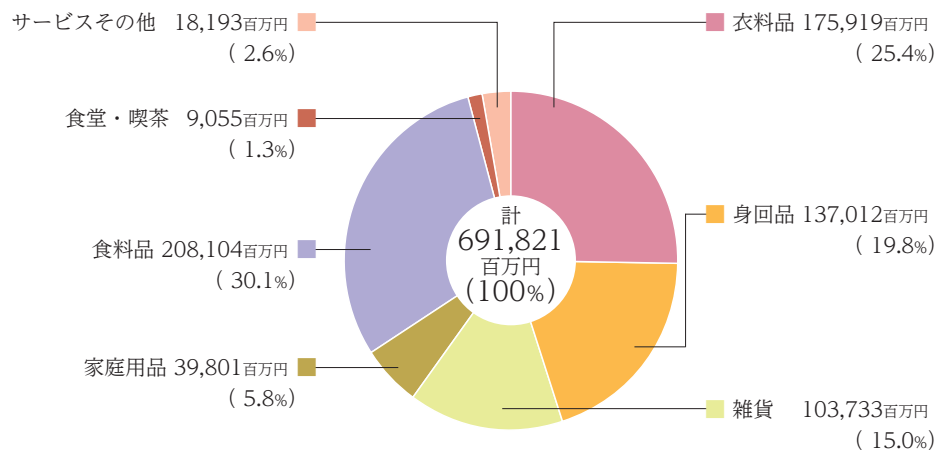
ご参考

- 百貨店業（国内連結子会社3社）の店別売上高
 株式会社岡山高島屋（岡山店）：17,849百万円（前年比 8.0%増）
 株式会社岐阜高島屋（岐阜店）：13,205百万円（前年比 2.9%増）
 株式会社高崎高島屋（高崎店）：16,220百万円（前年比 7.4%増）
- 当社及び上記国内連結子会社3社の合計売上高（2022年3月1日から2023年2月28日まで）は739,097百万円（前年比15.0%増）であります。

注 記 収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しておりますが、従来基準の売上高で記載しております。

▶ 商品別売上高

商品別	金額	構成比	前年増減率
	百万円	%	%
衣料品	175,919	25.4	16.7
身回品	137,012	19.8	35.7
雑貨	103,733	15.0	13.4
家庭用品	39,801	5.8	5.7
食料品	208,104	30.1	8.2
食堂・喫茶	9,055	1.3	31.1
サービスその他	18,193	2.6	1.8
計	691,821	100.0	15.7



② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額は26,607百万円であります。主なものとして、当社では京都店を始めとする店内改装であり、子会社では東神開発株式会社の住宅物件の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は運転資金に充当するため、金融機関からのサステナビリティ・リンク・ローンによる借入により12,000百万円を調達しました。

④ 対処すべき課題

次年度は、水際対策緩和によるインバウンド需要の回復が見込まれる一方、物価高に対する消費者の生活防衛意識の高まりなど、国内個人消費の動向は決して楽観視できません。そうした中で持続的な成長を果たしていくためには、構造改革の成果である総額営業収益販売管理費比率の改善などを土台に、社会や経済、お客様ニーズの変化に対応しながら、売場づくり・接客・営業・目利き・仕入といった、百貨店の「人」を起点にした本質的な営業力を高め続けていく必要があります。

当社においては、企業の競争優位の源泉や、価値向上の大きな推進力となるのは、「人」や「ノウハウ」などの無形資産であると位置づけ、「人的資本経営」を推進し、人材への戦略投資による専門性・多様性の育成・獲得に取り組んでまいります。

また、当社はグループの各商業施設において、次年度、原則休業日を設定することいたしました。お取引先を含む従業員の就労環境の改善に取り組み、働く場としての当社の魅力向上を図ることで、継続的な人材確保を果たしてまいります。

サステナビリティに関しては環境問題への対処も緊急性を増しています。当社は、経営理念において「地球環境を守るためのたゆまぬ努力」を掲げております。これを体現するため、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)^(※1)提言に賛同し、気候変動が事業活動や財務に及ぼす影響の分析を行い、持続可能な社会の実現に貢献するための対応策を検討・推進いたします。循環型ビジネススキームの構築や食品廃棄物の削減などの取組過程において、グループ全体で社会課題の解決に取り組むことで、ステークホルダーからの信頼・共感を獲得し、グループのブランド価値の向上と、持続的な成長を可能とする事業基盤の強化につなげてまいります。

特に、次年度は多種多様なステークホルダーとの接点を有する当社の強みを発揮できる領域に重点を置いた取組を推進いたします。その一環として「エコ&エシカル」な商品・サービスによりサステナブルなライフスタイルを提案する「TSUNAGU ACTION」^(※2)を本格始動し、より多くのお客様に共感・参画いただける活動としてまいります。

<百貨店業>

百貨店業におきましては、国内百貨店の営業力強化と収益安定化を図ってまいります。大型5店舗で取り組んだ構造改革については、品揃え・サービス面における改善点を早急に修正いたします。品揃えについては部門間の連携を深化させ、ライフスタイル軸の商品調達・プロモーションを推進いたします。販売面においては、販売手続の簡素化に取り組むと共に、デジタルツールの活用による業務効率化を図り、販売やサービスの質的向上につなげてまいります。

百貨店独自の価値提供による売上増大に向け、従来とは異なる切り口での高鮮度な催事やプロモーションなど、新しい企画の開発や、かつて当社が強みとしていた「海外商材の輸入ビジネス」のスキーム再構築に向けた計画の策定に着手いたします。

品揃えや売場づくりの基礎となる顧客政策については、お客様の属性やライフスタイルを基軸に多様化・細分化するニーズに即したマーケティング戦略を深化させ、お客様へのアプローチ精度向上を図ります。

ECにおきましては、ギフト対応の多角化と品揃えの拡充に取り組めます。また、お客様との接点づくりを強化し、新規顧客の獲得を推進してまいります。

飲食におきましては、株式会社アール・ティー・コーポレーションがセントラルキッチンの更なる活用を通じて食材調達の内製化を推進することにより、原価率の低減に取り組むと共に、核ブランドである「鼎泰豊」「リナストアズ」などの店舗のサービス向上と運営コストの見直しを図り、収益基盤を強化してまいります。

海外百貨店におきましては、今後成長が見込まれるASEAN地区の各拠点において、引

き続き経営資源を投下してまいります。シンガポール高島屋は、開店30周年を機に営業力強化策を推進してまいります。ホーチミン高島屋は、顧客支持の高い商品群の改装を行い、収益増大を図ってまいります。上海高島屋は、ゼロコロナ政策からの転換により経済活動が正常化しつつある中、グランドオープン10周年を契機に、オンライン販売や法人向け販売促進など新しいチャネルでの営業施策を講じてまいります。サイアム高島屋は、政府方針の下、増大するツーリスト需要を取り込むと共に、顧客ニーズに対応した品揃えやサービスの拡充を図ってまいります。

<商業開発業>

商業開発業におきましては、国内SCについてはローコスト運営モデルによる次世代型SCへの転換を加速させていきます。本年秋に京都高島屋S.C.の開業や立川高島屋S.C.のリニューアルオープンを予定しており、地域に根差した魅力的なSCを実現いたします。また、お客様のロイヤリティを基盤としたコミュニティを構築し、来店動機を創出することで新たなお客様層を開拓いたします。

加えて、収益基盤の更なる安定化に向け、引き続き非商業シェアを高めることでアセットの多角化を推進し、新たな需要を開拓する新規事業を開発いたします。

海外においては、引き続きベトナムを中心とした成長市場への投資を行います。商業開発・学校運営事業の「スターレイク・プロジェクトB計画」は、2025年の開業を目指して着実に計画を進めてまいります。

<金融業>

金融業におきましては、グループ全体の顧客基盤強化の主体として、新たな成長の柱づくりを強力に推進します。カード事業は、コロナ禍で毀損した会員基盤の早期復元を図る

ため、新規カード会員獲得を行う体制づくりや、カードの魅力向上に取り組みます。

ファイナンシャルカウンター事業と保険事業を展開するライフパートナー領域の事業は、カード事業に次ぐ金融の収益基盤として専門人材の配置など営業力を強化します。これによりライフプラン・資産アドバイザーからなる事業モデルを具現化し、専門性の強化とお客様提案・サービスの質的向上を図ってまいります。

また「スゴ積み」においては、昨年のサービス開始時に入会されたお客様の積立が本年7月に満期を迎え、店頭利用がスタートいたします。これを機に認知度向上と会員獲得に向けたキャンペーンを実施し、顧客基盤強化に取り組んでまいります。

<建装業>

建装業におきましては、営業力とデザイン力を駆使した先行提案営業を確立すると共に、人材の補強や育成による専門性と多様性の発揮を通じて、業界競争力獲得を目指します。さらに、協力会社ネットワークを強化するなど技術を継承・発展させていくと共に、デジタル化による生産性向上や専門人材の定着化、ダイバーシティ推進にも取り組んでまいります。

<その他の事業>

その他の事業におきましては、広告宣伝業を担う株式会社エー・ティ・エーが、業界競争力向上に向け、デジタルを駆使したクリエイティブ力・企画営業力のある人材の育成と専門性向上を図り、外部営業力を強化いたします。また、マーケティング力・お客様ニーズへの対応力を高めると同時に、事業領域の拡大も進めてまいります。

今後とも、総力を挙げて、業績の向上と社

会への貢献に努め、株主の皆様のご期待に添ってまいりたいと存じます。何とぞ、格別のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※1：気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)
気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため設立された国際機関であり、投資家に適切な投資判断を促すため、気候変動に関連する財務情報開示を企業へ促すことを目的としている。

※2：TSUNAGU ACTION
「21世紀の豊かさ」を共に考え実践するために、エコ&エシカルをテーマにしたライフスタイルの提案を通じ、年間を通してお客様と共に取り組むサステナブルな営業活動。

⑤ 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 (第154期)	2020年度 (第155期)	2021年度 (第156期)	2022年度 (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	919,094	680,899	761,124	443,443
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	25,582	△13,496	4,110	32,519
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	23,200	△13,637	6,903	34,520
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	16,028	△33,970	5,360	27,838
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	93.29	△203.74	32.14	169.78
総資産 (百万円)	1,168,503	1,150,506	1,144,335	1,178,201
純資産 (百万円)	455,871	415,111	420,489	436,482

注 記

当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社等の状況

ア. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容	本社所在地
株式会社岡山高島屋	90 百万円	100.0%	百貨店業	岡山市北区
株式会社岐阜高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	岐阜市
株式会社高崎高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	群馬県高崎市
タカシマヤ・シンガポールLTD.	100 百万 シンガポールドル	100.0	百貨店業	シンガポール
上海高島屋百貨有限公司	610 百万 元	100.0 (66.8)	百貨店業	上海市長寧区
タカシマヤ ベトナム LTD.	32 百万 USドル	100.0 (100.0)	百貨店業	ホーチミン市
サイアムタカシマヤ(タイランド)CO., LTD.	2,200 百万 バーツ	51.0 (51.0)	百貨店業	バンコク市
株式会社高島屋友の会	50 百万円	100.0	百貨店業	東京都中央区
東神開発株式会社	2,140 百万円	100.0	商業開発業	東京都世田谷区
トーシンディベロップメントシンガポールPTELTD.	8,526 千 シンガポールドル	100.0 (100.0)	商業開発業	シンガポール
高島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社	100 百万円	69.5	金融業	東京都中央区
高島屋スペースクリエイツ株式会社	100 百万円	100.0	建装業	東京都中央区

注 記

①当社の出資比率欄の()内の数字は、間接所有比率であります。

②当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

イ. 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容	本社所在地
株式会社ジェイアール東海高島屋	10,000 百万円	33.4%	百貨店業	名古屋市中村区
株式会社伊予鉄高島屋	100 百万円	33.6	百貨店業	愛媛県松山市

■ 事業報告

⑦ 主要な事業内容

百貨店業、商業開発業、金融業、建築業及びクロスメディア事業等その他の事業

⑧ 主要な事業所

- 本 社 大阪市中央区難波5丁目1番5号
- 店 舗

支店及び支店所属の店舗	所 在 地
大阪店	大阪市中央区難波5丁目1番5号
堺店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地
京都店 洛西店	京都市下京区四条通河原町西入真町52番地 京都市西京区大原野東境谷町2丁目5番地の5
泉北店	堺市南区茶山台1丁3番1号
日本橋店	東京都中央区日本橋2丁目4番1号
横浜店	横浜市西区南幸1丁目6番31号
新宿店	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目24番2号
玉川店	東京都世田谷区玉川3丁目17番1号
大宮店	さいたま市大宮区大門町1丁目32番地
柏店	千葉県柏市末広町3番16号

注 記 立川店は2023年1月31日に百貨店区画の営業を終了いたしました。

⑨ 従業員の状況

	従 業 員 数	前期末比増減
当 社	4,012名	286名減
連結子会社	2,885名	40名減
合 計	6,897名	326名減

注 記

①従業員は就業人員であります。

②上記のほか、嘱託員、契約社員及びパート社員は4,352名で、総従業員数は11,249名（前期末比668名減）であります。

⑩ 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	30,000 <small>百万円</small>
シンジケートローン	30,000
株式会社三菱UFJ銀行	22,150

注 記

シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする36社による協調融資団であります。

⑪ その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ①当社は、2022年4月11日開催の取締役会で、立川高島屋S.C.の百貨店区画である高島屋立川店の営業を終了することを決議し、2023年1月31日に営業を終了いたしました。
- ②当社は、2022年9月27日開催の取締役会で、当社の連結子会社である東神開発株式会社が、当社孫会社である株式会社ファッションプラザ・サンローゼについて、2023年3月1日を効力発生日として、吸収分割によりファッションプラザ・サンローゼの不動産事業の吸収及び清算を行うことについて決議いたしました。
- ③当社は、2022年9月27日開催の取締役会で、当社の連結子会社である東神開発株式会社が、当社孫会社であるたまがわ生活文化研究所株式会社について、2023年3月1日を効力発生日として、吸収合併することについて決議いたしました。
- ④当社は、2022年11月2日開催の取締役会で、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との資本提携を解消することについて決議いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 157,731,894株（自己株式20,027,587株を除く。）
- ③ 株 主 数 164,269名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	27,804 ^{千株}	17.6 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,605	6.7
日本生命保険相互会社	4,961	3.1
MSIP CLIENT SECURITIES	3,764	2.4
高 島 屋 共 栄 会	3,560	2.3
相鉄ホールディングス株式会社	2,402	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1,877	1.2
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	1,846	1.2
高 島 屋 社 員 持 株 会	1,753	1.1
株 式 会 社 ク レ デ ィ セ ゾ ン	1,654	1.0

注 記

- ①当社は、自己株式20,027,587株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
- ②MSIP CLIENT SECURITIESが所有する株式のうち、3,532千株については、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有していません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年11月2日開催の取締役会で、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、2022年11月4日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）によって、9,000,000株を取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年11月20日開催の取締役会決議により発行した「2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

- 新株予約権の数 6,000個
- 目的となる株式の種類及び数 普通株式27,522,935株（上限）
- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の払込金額 2,180円
- 新株予約権を行使することができる期間

2018年12月20日から2028年11月22日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

2023年2月28日現在

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
鈴木 弘 治	取締役会長 (代表取締役)	
村 田 善 郎	取締役社長 (代表取締役) 営業本部担当、業務監査室担当	
亀 岡 恒 方	専務取締役 (代表取締役) 営業本部長、 ライフデザインオフィス長	
岡 部 恒 明	常務取締役 (代表取締役) 総務本部長、秘書室担当	
清 瀬 雅 幸	常務取締役 (代表取締役) 企画本部長	株式会社ジェイアール東海 高島屋取締役
高 山 俊 三	常務取締役	関西代表、営業本部大阪店長
宇都宮 優 子	常務取締役	営業本部副本部長、MD本部長
倉 本 真 祐	取 締 役	株式会社伊予鉄高島屋取締役 東神開発株式会社取締役社長 (代表取締役)
後 藤 晃	取 締 役	
横 尾 敬 介	取 締 役	第一生命保険株式会社社外取締役 ソナー・アドバイザーズ株式 会社取締役会長 株式会社産業革新投資機構 代表取締役社長CEO 株式会社リコー社外取締役
有 馬 充 美	取 締 役	株式会社大創産業社外取締役 株式会社REAPRA社外取締役 株式会社西武ホールディングス社外取締役 西武鉄道株式会社取締役 (非業務執行) 株式会社西武リアルティソリューションズ 取締役 (非業務執行) 株式会社西武・プリンスホテルズワールド ワイド取締役 (非業務執行)
海老澤 美 幸	取 締 役	

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鋤納健治	常勤監査役	
片岡不二恵	常勤監査役	
武藤英二	監査役	りんかい日産建設株式会社 社外監査役
西村寛	監査役	Mooreみらい監査法人シニアパートナー Moore至誠税理士法人代表社員

注記

- ①取締役後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- ②監査役武藤英二、西村 寛の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- ③監査役武藤英二氏は、日本銀行理事等としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ④監査役西村 寛氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ⑤当社は、社外取締役後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏及び社外監査役武藤英二、西村 寛の両氏と、会社法第423条第1項の賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。
- ⑥役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。
当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員及び国内連結子会社の取締役、監査役、執行役員であります。
- ⑦2023年2月28日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の状況の変更がありました。

氏名	変更内容
宇都宮 優子	株式会社伊予鉄高島屋取締役を退任

⑧2023年3月1日付で、次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
清瀬 雅幸	専務取締役（代表取締役） 企画本部長	常務取締役（代表取締役） 企画本部長
宇都宮 優子	常務取締役 営業本部企画宣伝部長	常務取締役 営業本部副本部長、MD本部長
亀岡 恒方	取締役 特命担当	専務取締役（代表取締役） 営業本部長、ライフデザインオフィス長
岡部 恒明	取締役 特命担当	常務取締役（代表取締役） 総務本部長、秘書室担当

⑨2023年3月1日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の状況の変更がありました。

氏名	変更内容
亀岡 恒方	株式会社グッドリブ取締役社長（代表取締役）に就任

⑩2023年3月15日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の状況の変更がありました。

氏名	変更内容
有馬 充美	株式会社REAPRA社外取締役を退任

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年2月19日開催の取締役会において定めております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

当該決定方針の概要は以下のとおりです。

■ 個人別報酬決定の基本方針

- ・各役位に求められる役割に応じて報酬水準と評価指標を設定し、客観性のある評価プロセスにより公正性と透明性を担保
- ・各役位に設定する固定報酬と、単年度の業績に応じて支給する変動報酬で構成し、自らが担当する部門の業績向上に向けたインセンティブを担保
- ・自社株取得報酬により、株主・投資家と利益やリスクの共有化を図り、中長期的な業績向上と企業価値向上に向けたインセンティブを担保

- ・ 社外取締役は固定報酬のみとし、業績指標に対する達成度に連動して報酬額が変動しない報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保

■固定報酬の個人別報酬額決定方針

- ・ 当社の取締役の固定報酬は、月例支給とし、役位に応じて他社水準、当社の業績水準、従業員給与の水準を考慮しながら、報酬委員会答申を踏まえ、総合的に勘案して決定する。
- ・ 取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は、基本報酬と自社株取得報酬から構成する。
- ・ 社外取締役の固定報酬は、基本報酬のみとする。

■業績連動報酬の個人別報酬額決定方針

- ・ 事業年度ごとの連結・百貨店業績、担当部門業績及びPDCA等の重点課題に対する目標達成度に基づき算出された額を、翌事業年度に月例報酬及び賞与として支給する。
- ・ 賞与として支給する場合は、翌事業年度の5月末日（金融機関休業日の場合は、その前日）に支給する。

■個人別報酬における固定報酬、業績連動報酬の割合の決定方針

- ・ 基本報酬（固定）：自社株取得報酬（固定）：業績連動報酬＝60：14：26
上記の基準割合については、環境に応じ、他社動向等を考慮しながら、報酬委員会の答申を踏まえ、見直しを行う。
- ・ 当該事業年度のグループ業績を一定以上達成した場合、株主総会決議を経て賞与を支給するものとし、賞与総額の個別配分額は、個別評価に基づき決定する。

■個人別報酬の内容の決定方針

- ・ 社外取締役を委員長とする「報酬委員会」を取締役会の諮問機関として設置しており、個人別の報酬額については、報酬委員会で審議された個別評価に基づき答申された原案を踏まえ取締役会で決定する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年5月22日開催の第141回定時株主総会において年額550百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。うち、社外取締役の金銭報酬の額は、2020年5月19日開催の第154回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年5月22日開催の第141回定時株主総会において年額70百万円以内（うち、社外監査役年額22百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

③ 役員報酬の構成

当社の役員報酬は、以下の内容で構成されています。

- ア) 取締役（社外取締役を除く）報酬
 月例報酬（基本報酬＋業績連動報酬＋自社株取得報酬）＋役員賞与
 [固定部分]
 ・基本報酬：役位に応じた固定金額を設定
 ・自社株取得報酬：役位に基づく一定額を月例報酬の一部として支給
 [変動部分]
 ・業績連動報酬：連結・百貨店業績及び担当部門業績、PDCA等の重点課題に対する目標達成度に基づき算定し支給
 ※業績連動報酬の評価が「標準」（目標達成度の評価が期待する水準どおり）の場合、以下の比率になるよう当社は月例報酬を設計しています。
 基本報酬（固定）：自社株取得報酬（固定）：業績連動報酬（変動）
 =60：14：26
 ※業績連動報酬は、役割に応じ役位・役職ごとに設定した業績指標（営業収益・営業利益・経常利益）と個別設定した重点課題目標の達成度に基づき報酬委員会にて審議し、取締役会に上申して決定しています。業績指標は、当社の収入である営業収益、本業による儲けである営業利益、経営全般での儲けである経常利益の3つを組み合わせる業績連動報酬の指標として選択しています。

業績連動報酬の評価ウェイト

		会長、社長	専務 (営業本部長)		常務 (店長を除く)		店長	
		業績評価	連結	連結 70%	50%	連結 20%	40%	連結 10%
百貨店 (単体+分社)	—		百貨店 30%	百貨店 30%		60%		百貨店 10%
担当店	—		—	—	—		—	担当店 50%
重点課題評価		30%	50%	60%		40%		

業績指標の対象項目と比率

- [会長、社長] 営業収益：営業利益：経常利益＝3：4：3
 [専務取締役] 営業収益：営業利益：経常利益＝3：4：3
 [常務取締役] 営業収益：営業利益：経常利益＝4：5：1
 [店長] 営業収益：営業利益＝4：6

※業績指標の対象項目である連結業績及び百貨店（単体+分社）業績の実績及び目標値は下記の通りです。

実績及び目標値（2021年度）

		2021年度上期		2021年度下期	
		実績	目標値	実績	目標値
連結業績	営業収益	3,471億円	3,785億円	4,139億円	4,570億円
	営業利益	△20億円	20億円	61億円	162億円
	経常利益	△5億円	20億円	74億円	145億円
百貨店業績	営業収益	2,965億円	3,267億円	3,597億円	3,932億円
	営業利益	△68億円	△19億円	△4億円	85億円
	経常利益	40億円	77億円	△7億円	78億円

※在外連結子会社で適用しているIFRSを日本基準に組み替えております。

・役員賞与：グループ連結業績を一定以上達成した場合に、株主総会決議を経て支給

- イ) 社外取締役報酬
月例報酬（基本報酬）
- ウ) 監査役報酬
月例報酬（基本報酬）

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	350 (39)	249 (39)	101 (—)	—	14 (5)
監査役 (うち社外監査役)	63 (18)	63 (18)	—	—	4 (2)

注 記

- ①業績連動報酬等には、本総会で決議予定の取締役賞与の額を含めております。
- ②取締役の人数及び報酬等の額には、2022年5月24日開催の第156回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する報酬等の額を含めております。

③ 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して 行った職務の概要
取 締 役	後 藤 晃	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、学識経験者としての専門知識や経験等、及び元公正取引委員会委員としての経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	横 尾 敬 介	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、会社経営者としての専門知識や経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	有 馬 充 美	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、金融分野での専門知識や経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	海老澤 美 幸	2022年5月24日開催の第156回定時株主総会にて就任以降開催の取締役会12回の全てに出席し、弁護士としての専門知識や経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	武 藤 英 二	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、また監査役会12回の全てに出席し、元日本銀行理事等としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	西 村 寛	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、また監査役会12回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての経験・知識等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

注 記

取締役横尾敬介氏の兼職先である第一生命保険株式会社、ソナー・アドバイザーズ株式会社、株式会社産業革新投資機構、株式会社リコー、取締役有馬充美氏の兼職先である株式会社大創産業、株式会社REAPRA、株式会社西武ホールディングス、西武鉄道株式会社、株式会社西武リアルティソリューションズ、株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド、監査役武藤英二氏の兼職先であるりんかい日産建設株式会社、監査役西村 寛氏の兼職先であるMooreみらい監査法人、Moore至誠税理士法人と当社の間には、特別の関係はありません。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結していません。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	132百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	0百万円
計	133百万円

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	172百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	0百万円
計	172百万円

注 記

- ① 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分していませんので、①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
- ② 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について相当であると判断し会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

主なものとして、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である収益認識に関する会計基準に係る助言業務を依頼し、対価を支払っております。

⑤ 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、タカシマヤ・シンガポールLTD.及びトーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.はKPMG LLP、上海高島屋百貨有限公司はKPMG Huazhen LLP、タカシマヤ ベトナム LTD.はKPMG Limited、サイアム タカシマヤ (タイランド) CO.,LTD.はKPMG Phoomchai Audit Ltd.の法定監査を受けております。

⑥ 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合の他、会計監査人の職業倫理、独立性、専門性、効率性、監査に関する品質管理体制等において適正でないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

① コンプライアンス体制

「当社及びグループ各社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- ① 当社グループの経営理念は、「いつも、人から。」です。この経営理念には「タカシマヤグループは誠実な企業活動を通じて、関わるお客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などすべての人々に対して、信じ、愛し、つくすところを大切にすることにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献する」という思いが込められています。経営トップをはじめとする全取締役、執行役員は、コンプライアンス経営の推進に自ら率先垂範して取り組み、経営理念の浸透・定着に全力を傾注し、この倫理観・価値観をグループ全体で共有し実践します。
- ② 取締役会は、当社及びグループ各社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督します。中長期的な企業価値向上においては、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であり、実効性のある内部統制システムの構築に努めます。また、内部統制システムの基本方針に基づく運用状況や課題について定期的に確認します。

- ③ 監査役は、内部統制システムの機能と有効性を監査するとともに、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を検証し、監視機能の実効性向上に努めます。
- ④ 社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」のもと、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するCSR領域への取組状況等をグループ横断的に検証し、強化します。
- ⑤ 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」のもと、「公正取引」「個人情報」「環境」など個別課題に対して、本社主管部門が関連各部門・各社と連携し、ラインを通じてコンプライアンス経営の徹底を図ります。
- ⑥ ESG推進室及び人事部は、「コンプライアンス・ガイドブック」等を利用し、教育・研修など様々な場を通じて経営理念に基づいたコンプライアンスの周知徹底を図ります。
- ⑦ グループ全体で「高島屋グループ・コンプライアンス・ホットライン」「ハラスメント・ホットライン」「就労相談窓口」「法務相談窓口」を設置し、不正行為等の通報を受け付ける体制を運営します。秘匿性を保障し、通報者に不利益が及ばないことを確保し、迅速な事案対応に向け、当社及びグループ各社の通報制度に係る担当者への教育を実施します。また、当社及びグループ各社の全従業員に対し通報制度について周知を行い、より多くの内部通報を受け付け、自浄作用を高めます。
- ⑧ 内部監査機関である業務監査室は、定期的に各事業所及びグループ各社において会計監査及び業務監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、不備な点を指摘して是正を求めます。業務監査室長は、これらの監査結果を、社長をはじめ各取締役・監査役に報告します。

② リスクマネジメント体制

「当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ① 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの横断的なリスク管理体制の構築に努めるとともに、経営環境の変化に伴う新たなリスクに適切に対応できるよう、常に管理体制を見直し、強化します。また、新たな取組に関するリスクについても、リターンとのバランスを考慮し、グループ横断的にコントロールしていきます。
- ② 「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクを抽出し、リスク発生時の損失極小化に向けた対応をマニュアル化した「イエローファイル」の整備を行います。併せてリスク発生を未然に防ぐ予防体制を強化し、ラインを通じてリスク管理の徹底を図ります。
- ③ 「高島屋グループCSR委員会」は、地球環境への配慮、人権尊重、働き方改革の推進など、サステナビリティを巡る課題への対応がリスクの減少のみならず、収益機会の拡大や中長期的な企業価値向上につながる重要な経営課題であると認識し、グループESG経営に積極的に取り組みます。

- ④反社会的勢力排除のために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置するなど体制整備に取り組むことで、グループ一体となって不当な要求を拒絶し、その被害を防止します。

③ 情報保存・管理体制

「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報は、法令及び当社の社内規定に従い、適切に保存し、管理します。

④ 適正かつ効率的な職務執行体制

「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ①取締役は、取締役会規則、取締役業務分掌規則、常務会規則、組織機能規則、決裁規則等の社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務執行を行います。これらの規則は、法令の改廃、経営及び業務執行監督の適正性確保、職務執行の一層の効率化などに照らし適宜見直しを図ります。
- ②当社は、当社グループの年度経営方針を策定し、PDCAによる方針管理を行い、各組織における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- ③定例取締役会を原則として毎月1回開催し、必要ある場合には臨時取締役会を開催し、重要な意思決定を行います。

⑤ グループ会社管理体制

「グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ①当社は、当社グループの年度経営方針に基づき、PDCAによるグループ全体としての方針管理を行い、グループ各社における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- ②当社取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上の観点から当社が必要と認める事項について、決裁規則に基づき決裁を行います。
- ③グループ会社の業務指導を所管する企画本部は、高島屋グループとしての業務の適正性と効率性を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。

⑥ 監査役補助体制

「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

当社は、監査役に対し直属の部下として専任の使用人である監査役付を配し、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する体制を整備します。

「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

- ① 監査役付の使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して決定します。
- ② 当社は、監査役付の使用人の任命及び異動について、監査役の事前の同意を要することとします。

7 監査役への報告体制

「当社及びグループ各社の取締役等が当社監査役に報告するための体制」

- ① 当社及びグループ各社における取締役、執行役員及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告します。
- ② 監査役は、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人から報告、又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、これに迅速・的確に対応します。
- ③ 当社は、内部通報制度で報告された不祥事や違法行為等に関する問題について監査役会に報告します。
- ④ 当社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に対しても徹底します。

8 監査役監査の実効性確保の体制

「監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制」

- ① 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。
- ② 監査役は、取締役会のほか、常務会、経営PDCA、高島屋グループCSR委員会など、取締役等の重要な職務執行を審議する会議に出席することができます。
- ③ 監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役連絡会を開催し、情報の共有化と業務執行の適正化に努めます。またグループ全体の監査の実効性を高めるため、会計監査人及び業務監査室との緊密な連携を図ります。
- ④ 監査役は、適正な監査の実施のために必要とされる、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の業務を委託するなどの費用を請求するとき、当社に負担を求めることができます。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、運用しております。第157期事業年度において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づく内部統制システムは適正に運用されました。

方針管理として、当事業年度開始時に、高島屋グループの本社、店、グループ会社等の部門経営層を対象にフォーラムを開催し、高島屋グループ年度経営方針を説明いたしました。また、経営方針に基づいた経営課題と対策の進捗状況について、当社経営陣と各部門・各グループ会社間による確認会議（PDCA）を半期に1回実施しており、方針管理が適切に実行できているか、定期的に確認しております。

また、グループESG経営を推進するための「高島屋グループCSR委員会」は当事業年度より開催頻度を高めて（年1回→半期1回へ）本社主管部門における内部統制の実効性を担保するための取組状況や、グループ全体として取り組むべきCSR重点課題とそれを具体策に繋げる分析・目標設定等のアプローチ方法について確認しております。

リスク管理体制の強化につきましては、半期に1回、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」を開催しております。当事業年度においては、地政学（戦争）リスク・感染症リスクの2つをテーマとして取り上げ、グループへの影響、及び各部、各社におけるリスク低減に向けた現状の取組について確認しました。

加えて、社長直轄の内部監査機関である業務監査室による、定期的な内部監査と経営課題に特化したテーマ監査、財務報告に係る内部統制評価を実施いたしました。また、海外拠点については自主点検シートに基づき、重要書類や個人情報管理、金銭管理など各社ヒアリングを実施いたしました。更に当社グループにおけるグループ事業の多様化・専門化が進む中、重要性が高まるグループガバナンス向上を図るべく、内部統制強化に向けた取組を推進いたしました。

監査結果は取締役会で報告し対応を確認するとともに、速やかに業務執行ラインにフィードバックし、グループ全体における組織機能の向上や運用上の課題解決に努めております。

監査役の監査の実効性を確保する体制といたしましては、監査役と代表取締役及び社外取締役等との定期的な会合を実施しているほか、会計監査人及び財務部、業務監査室との連携などを行っております。また、内部通報制度で通報された内容について監査役に報告しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

事業報告注記

金額、株式数等の表示単位未満は切捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

※事業報告中のグラフ等は、[ご参考] であります。

計算書類等

連結貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	301,530	流動負債	365,731
現金及び預金	90,841	支払手形及び買掛金	110,663
受取手形、売掛金及び契約資産	143,477	短期借入金	9,660
商品及び製品	35,201	リース債務	10,368
仕掛品	284	未払法人税等	3,219
原材料及び貯蔵品	869	契約負債	96,912
その他	31,625	商品券	43,571
貸倒引当金	△ 770	預り金	55,543
固定資産	876,670	ポイント引当金	2,201
有形固定資産	705,517	役員賞与引当金	48
建物及び構築物	184,336	その他	33,542
機械装置及び運搬具	514	固定負債	375,987
工具、器具及び備品	11,340	社債	80,173
土地	419,938	長期借入金	123,750
リース資産	1,625	リース債務	79,856
建設仮勘定	10,895	資産除去債務	5,872
使用権資産	76,867	退職給付に係る負債	50,206
無形固定資産	37,084	役員退職慰勞引当金	248
のれん	2,394	環境対策引当金	16
借地権	11,125	繰延税金負債	2,218
使用権資産	6,477	再評価に係る繰延税金負債	9,049
その他	17,086	その他	24,593
投資その他の資産	134,069	負債合計	741,718
投資有価証券	78,699	純資産の部	
差入保証金	27,075	株主資本	382,255
繰延税金資産	23,746	資本金	66,025
その他	6,909	資本剰余金	54,790
貸倒引当金	△ 2,361	利益剰余金	294,129
資産合計	1,178,201	自己株式	△ 32,690
		その他の包括利益累計額	31,070
		その他有価証券評価差額金	8,366
		繰延ヘッジ損益	△ 1
		土地再評価差額金	3,972
		為替換算調整勘定	19,811
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,079
		非支配株主持分	23,155
		純資産合計	436,482
		負債純資産合計	1,178,201

連結損益計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		443,443
売上高		368,863
売上原価		182,262
売上総利益		186,601
その他の営業収入		74,579
営業総利益		261,180
販売費及び一般管理費		228,660
営業利益		32,519
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,951	
助成金収入	389	
持分法による投資利益	2,689	
未回収商品券整理益	1,420	
為替差益	614	
その他	634	7,700
営業外費用		
支払利息	5,177	
その他	522	5,699
経常利益		34,520
特別利益		
固定資産売却益	4,805	
助成金収入	83	
投資有価証券売却益	2,857	
その他	34	7,781
特別損失		
固定資産除却損	1,906	
減損損失	5,018	
新型コロナウイルス感染症による損失	46	
その他	423	7,394
税金等調整前当期純利益		34,907
法人税、住民税及び事業税	3,482	
法人税等調整額	2,533	6,016
当期純利益		28,891
非支配株主に帰属する当期純利益		1,052
親会社株主に帰属する当期純利益		27,838

■ 計算書類等

貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	165,452	流動負債	317,262
現金及び預金	36,344	買掛金	64,418
受取手形	133	短期借入金	108,922
売掛金	61,786	リース債務	731
商品	28,469	未払金	18,269
貯蔵品	563	未払法人税等	817
前渡金	771	未払費用	880
前払費用	3,091	契約負債	12,888
短期貸付金	8,440	商品券	43,564
立替金	6,042	預り金	58,301
その他	21,522	ポイント引当金	2,201
貸倒引当金	△ 1,714	役員賞与引当金	48
固定資産	648,085	その他	6,218
有形固定資産	473,955	固定負債	267,010
建物	108,275	社債	80,173
構築物	1,490	長期借入金	123,000
車両運搬具	2	リース債務	644
工具、器具及び備品	6,330	退職給付引当金	44,039
土地	355,626	環境対策引当金	16
リース資産	1,198	関係会社事業損失引当金	876
建設仮勘定	1,032	長期預り金	7,482
無形固定資産	19,496	再評価に係る繰延税金負債	8,372
借地権	3,769	その他	2,405
共同施設負担金	3,914	負債合計	584,272
ソフトウェア	7,848	純資産の部	
その他	3,964	株主資本	218,887
投資その他の資産	154,633	資本金	66,025
投資有価証券	17,942	資本剰余金	54,028
関係会社株式	47,943	資本準備金	36,634
長期貸付金	58,410	その他資本剰余金	17,393
差入保証金	19,168	利益剰余金	131,683
繰延税金資産	15,910	利益準備金	60
その他	639	その他利益剰余金	131,623
貸倒引当金	△ 5,381	固定資産圧縮積立金	32,047
資産合計	813,538	別途積立金	72,070
		繰越利益剰余金	27,505
		自己株式	△ 32,849
		評価・換算差額等	10,379
		その他有価証券評価差額金	7,156
		繰延ヘッジ損益	△ 1
		土地再評価差額金	3,223
		純資産合計	229,266
		負債純資産合計	813,538

損益計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		309,147
売上高		284,067
売上原価		138,295
売上総利益		145,772
その他の営業収入		25,079
営業総利益		170,851
販売費及び一般管理費		160,559
営業利益		10,291
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,029	
未回収商品券整理益	1,022	
その他	358	8,410
営業外費用		
支払利息	1,808	
貸倒引当金繰入額	214	
関係会社事業損失引当金繰入額	81	
整理済商品券回収費用	435	
その他	252	2,793
経常利益		15,908
特別利益		
固定資産売却益	4,794	
投資有価証券売却益	2,857	
助成金収入	83	7,735
特別損失		
固定資産除却損	1,598	
減損損失	4,947	
その他	238	6,784
税引前当期純利益		16,859
法人税、住民税及び事業税	△ 2,282	
法人税等調整額	2,105	△ 177
当期純利益		17,036

独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋
取 締 役 会 御中

2023年4月7日

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前 野 充 次
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高島屋の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高島屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋
取 締 役 会 御 中

2023年4月7日

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 前 野 充 次
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 村 太 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高島屋の2022年3月1日から2023年2月28日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継

続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び使用人等、並びに会計監査人有限責任 あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、「監査上の主要な検討事項」については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月11日

株式会社 高島屋 監査役会

常勤監査役 鋤 納 健 治 ㊟

常勤監査役 片 岡 不二恵 ㊟

監 査 役 武 藤 英 二 ㊟

監 査 役 西 村 寛 ㊟

以 上

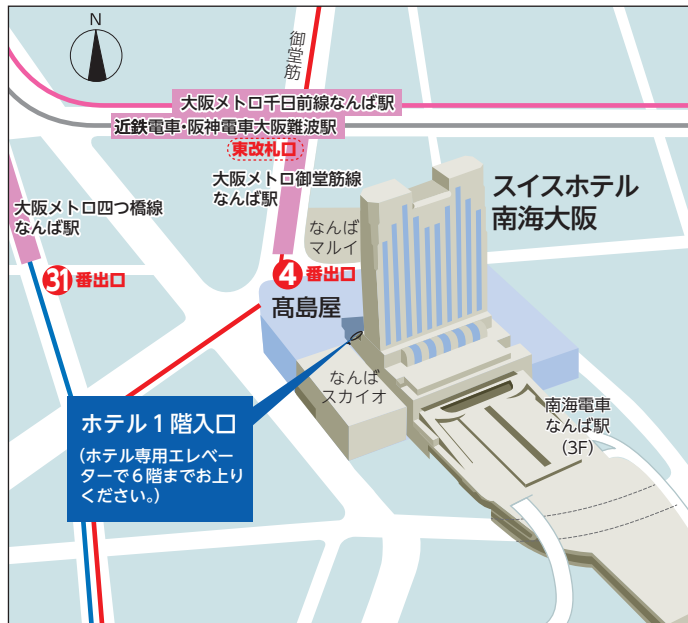
株主総会会場へのご案内

会場

大阪府中央区難波5丁目1番60号

スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

総会受付はホテル8階です。なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



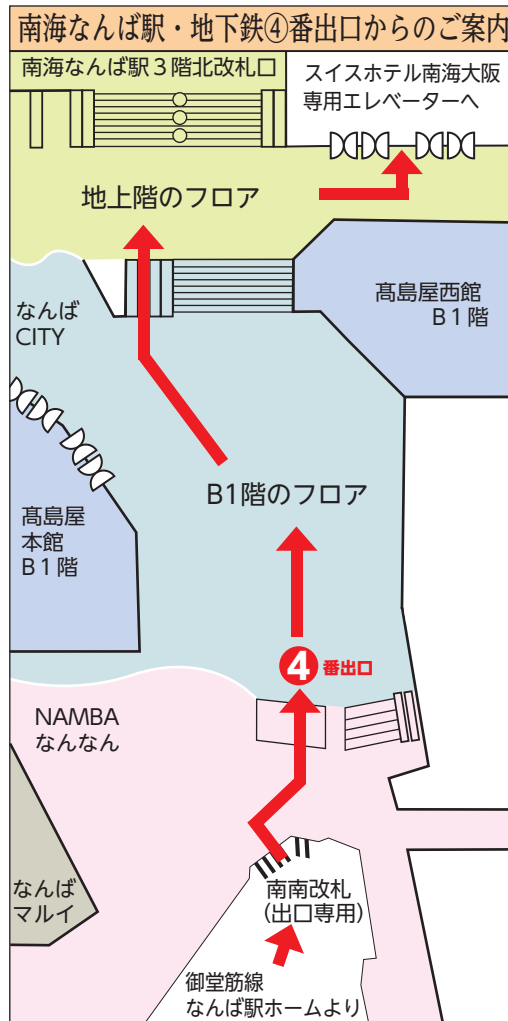
交通のご案内

▶ 地下鉄・近鉄電車・阪神電車の場合

御堂筋線「なんば駅」4番出口、
千日前線「なんば駅」4番出口、
四つ橋線「なんば駅」31番出口、
近鉄電車・阪神電車「大阪難波駅」東改札口が便利です。

▶ 南海電車の場合

3階北改札口を出て左(西)側のホテル専用入口が便利です。



 **Takashimaya**

ホームページアドレス <https://www.takashimaya.co.jp/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

 **VEGETABLE**
OIL INK